

京都市告示第 334 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
伏見緯 6 号線	伏見区黒茶屋町 637 番地の 1 地先から	旧	メートル 24.30	メートル 3.55 ~ 3.65
	同区等安町 750 番地の 3 地先まで	新	24.30	4.01 ~ 4.60

(建設局土木管理部道路明示課)